資料２－３

個別施策に係る見直し事項

① 「地域共生社会」の実現に向けた取組

②障害を理由とする差別の解消の推進

③障害者虐待の防止、養護者に対する支援

④発達障害者支援の一層の充実

⑤難病患者への一層の周知

⑥基幹相談支援センターの設置促進等

⑦意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

⑧情報公表制度による質の向上

⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

⑩障害福祉人材の確保

①「地域共生社会」の実現に向けた取組について 資料２－３－１

基本的な考え方

〇 ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされている。

〇 そこで、「地域共生社会」を実現するため、厚生労働省においては、厚生労働大臣の下、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げる等により、

・地域課題の解決力の強化や地域丸ごとのつながりの強化を内容とした「我が事・丸ごとの地域づくり」を推進すべきこと

・サービスの提供体制や行政による支援体制の包括化等を内容とする「丸ごとの支援体制づくり」を推進すべきこと

等について議論を行っている。

基本指針への記載（案）

〇 上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第一基本理念」における新規の項目として「地域共生社会の実現」を設け、次のことを記載してはどうか。

・ 全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや、地域の実情に応じ、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組、更には医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組等を計画的に推進すること。

〇 また、障害者を持つ子の親が高齢化し介護を要する状態となっている世帯など、複合的な支援を要する世帯への対応が課題となっていることを踏まえ、「第一三相談支援の体制の基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。

・ 相談支援を提供するに当たっては、障害者等及びその世帯等が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用につなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めること。

〇 さらに、「第三 一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項」において、障害福祉計画等の作成に当たり連携すべき関係機関や自治体担当部局として、現行の記載に加え、介護や児童福祉等の関係機関等が含まれることを明示することとしてはどうか。

P1

②障害を理由とする差別の解消の推進について 資料２－３－２

基本的な考え方

〇 平成28 年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、以下のことが規定された。

・事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

・事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこと。

・国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、 必要な啓発活動を行うこと。

基本指針への記載（案）

〇 上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。

・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であること。

・福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、 必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されること。

P2

③障害者虐待の防止、養護者に対する支援について 資料２－３－３

障害者虐待防止対策の現状

〇 平成24年10月の障害者虐待防止法施行以降、都道府県及び市町村においては、虐待の未然防止、虐待への迅速・適切な対応、再発防止等の取組が進んでいるが、依然として、 虐待による死亡等の重大事案も発生しており、 引き続き虐待防止対策の推進が必要である。

○また、障害者虐待防止法の附則においては、学校、保育所等、医療機関、官公署における虐待防止の体制の在り方とともに、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援のための制度等について、法律の施行後3 年を目途として、施行状況等を勘案して検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

基本指針への記載（案）

上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第三三４指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置」から「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に記載箇所を移すとともに、次の記載を加えてはどうか。

○ 都道府県及び市町村は、

・ 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること。

・ 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。

○ 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、 相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。

○市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、 都道府県は、 必要に応じて、 一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。

〇 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、 入所児童に対する人権の擁護、 虐待の防止等のため、 職員に対する研修等の実施が必要であること。

P3

④発達障害者支援の一層の充実について 資料２－３－４

発達障害者支援法の改正

〇発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。

・ 都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。 ）は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。

・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

基本指針への記載（案）

〇 上記の改正を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、 「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え

方」に次のことを規定してはどうか。

・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、 自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。

・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

活動指標（案）

〇 上記の基本的考え方を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

○発達障害者地域支援協議会の開催回数

○発達障害者支援センターの相談件数

○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、 啓発件数

P4

⑤難病患者への一層の周知について 資料２－３－５

基本的な考え方

〇 障害者総合支援法が施行された平成25 年度より、障害福祉サービス等の対象となる障害者等について、従来の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に加え、 難病患者も含むこととした。

〇 そこで、難病患者が円滑に障害福祉サービス等を受けることが出来るよう、対象となる疾病を記載したリーフレットや「難病患者等に対する認定マニュアル」の作成等の取組を行うとともに、 現行の基本指針上においても、 難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨について周知を行うべきことを盛り込んでいる。

〇 ただし、難病患者における障害福祉サービスの利用者数は約２千人（※）に留まっていることも踏まえれば、難病患者が障害福祉サービス等を円滑に利用しやすくするため、今後、制度の周知等に係る更なる施策を講じる必要があると考えられる。

※ 難病による障害福祉サービスの利用者数であり、障害者手帳所持者は除く。（国保連データ：平成28年６月サービス提供分より）

基本指針への記載（案）

〇上記の状況を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第一一２市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」に次のことを規定してはどうか。

・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、 障害福祉サービス等の活用が促されるようにする。

〇また、「第三４（一）サービス提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。

・ 都道府県等は、 相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、 難病患者や重症心身障害児者、 医療的ケア児等の障害者の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとすることが重要である。

P5

⑥基幹相談支援センターの設置促進等について 資料２－３－６

基本的な考え方

〇平成27年４月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、 今後目指すべき方向性について、 平成28 年1 0 月にそのとりまとめを公表した。

〇上記のとりまとめにおいては、

・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取組をフォローし、 必要に応じて広域調整などの支援を行うべきこと

・ 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員（仮称）」を基幹相談支援センターに計画的に配置すべきこと

・市町村の支給決定の担当職員においては、 機械的に事務処理を進めることのないよう、 相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけるべき。

といった事項が指摘されている。

○この他、平成28年4月に「安心居住政策研究会」（国土交通省設置）において、障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会と（自立支援）協議会が連携し、入居支援体制を構築することが効果的であるとの意見が示されている。

基本指針への記載（案）

〇上記を踏まえ、「第一三相談支援の体制の基本的考え方」に以下の事項を追記してはどうか。

・都道府県においては、 基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、 その設置に向けた積極的な働きかけを行うことや、同センターに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保することが必要であること。

・障害者が安心して地域に住まえるよう、都道府県及び市町村においては、（自立支援）協議会と居住支援協議会の連携等に努めること。

〇また、「第三三４㈠サービスの提供に係る人材の研修」において、以下の事項を追記してはどうか。

・地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切に実施するため、市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促すことが望ましいこと。

P6

⑦意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方について 資料２－３－７

基本的な考え方

〇 障害者等の権利擁護の取組については， 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うことや、 後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある旨について、 現行の指針に盛り込まれている。

○ また、 障害者総合支援法施行３年後の見直しの中で、 意思決定支援の定義や意義、 標準的なプロセス、 留意点等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有し、普及を図るべきであることや、意思決定支援の質の向上を図るため、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの中にも位置づけるべきであるとされている。

〇 さらに、成年後見制度の利用については、平成２８年４月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、その中で、政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることとなっており、市町村は、当該計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

基本指針への記載（案）

〇 上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。

・都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、 事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること。

・市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるに当たっては、 平成二十九年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましいこと。

P7

⑧情報公表制度による質の向上について 資料２－３－８

基本的な考え方

〇障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる ようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっている。

〇このため、平成28年6月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、

① 施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、

②都道府県知事が報告された内容を公表する

仕組みを創設した。

基本指針への記載（案）

〇上記の改正を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第三三４㈡指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価」に次のことを規定してはどうか。

・ 情報公表制度の活用により、

①障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにする

②事業者の障害福祉サービス内容等を積極的に公表することにより、 質の高いサービスの提供が促されることが重要であること。

・都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、 利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要であること。

P8

⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実について 資料２－３－９

基本的な考え方

〇本年７月に相模原市の障害者支援施設において発生した障害者殺傷事件を受け、設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」における議論では、 以下の事項が指摘されている。

・障害者支援施設等は地域に開かれた施設であるべきというこれまでの方向性を変えることなく、利用者の安全確保を目指していくことが必要であり、その際には、 防災対策と共に考えていくことが重要であること。

・今般の事件が、障害者の生活支援を行う施設の元職員により引き起こされたものであることを踏まえ、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者へのサービスに従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要であること。

基本指針への記載（案）

〇 上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。

・ 障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要であり、都道府県や市町村はその支援を行うことが必要であること。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、 一方で、 障害福祉サービス事業所等が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、 防災対策とともに考えていくことも必要であること。

・ 障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要であること。

P9

⑩障害福祉人材の確保について 資料２－３－１０

基本的な考え方

〇 障害福祉人材の確保については、平成26年の福祉人材確保対策検討会において、基本的な考え方として、「障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に、『参入促進』、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等を図る必要がある。 」ととりまとめられている。

〇 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することの重要性については盛り込んでいるが、上記のような指摘を踏まえ、 当該記載を充実させることが必要と考えられる。

基本指針への記載（案）

〇上記を踏まえ、第５期障害福祉計画の基本指針においては、「「第三三４㈠サービスの提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。

・ 都道府県は、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修や児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修等の各種研修を十分に実施すること。

・ 都道府県は、

①教育委員会等の教育担当部局と連携し、 例えば、 学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、 若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組

②都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う取組

等を通じ、 障害福祉サービス等に係る人材の確保を支援することが望ましいこと。

P10